

平成五年政令第三百七十二号

中央環境審議会令

内閣は、環境基本法（平成五年法律第九十一号）第四十二条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（所掌事務）

第一条 中央環境審議会（以下「審議会」という。）は、環境基本法第四十一条第二項及び第三項に規定するものほか、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第七百一十七号）第五十六条、資源の有効な利用の促進に関する法律（平成三年法律第四十八号）第三十条第三項、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成十一年法律第八十六号）第十八条及びプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和三年法律第六十号）第四十六条第五項の規定に基づきその権限に属させられた事項を処理する。

第二条 審議会は、前項に規定する事項に関し、環境大臣又は関係大臣に意見を述べることができる。（組織）

第三条 審議会は、委員三十人以内で組織する。

第四条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員等の任命）

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員等の任命）

第七条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。（委員等の任命）

第八条 審議会に、幹事を置くことができる。

第九条 審議会は、幹事は、非常勤とする。

第十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第二十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第三十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第四十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第五十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第六十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十一条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十二条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十三条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十四条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十五条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十六条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十七条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十八条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第七十九条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

第八十条 審議会の幹事は、幹事は、非常勤とする。

3 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、環境大臣が任命する。
幹事は、審議会の所掌事務のうち次に掲げるものについて、委員及び臨時委員を補佐する。
一 環境基本法第四十一条第二項第一号に掲げる事務
二 環境基本法第四十一条第二項第二号に掲げる事務のうち環境の保全に関する基本的事項に係るものは、非常勤とする。

4 (庶務)
幹事は、非常勤とする。

第五条 審議会の庶務は、環境省大臣官房総務課において処理する。

第六条 前各条に定めるもののか、審議会の運営に必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

第七条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第八条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第九条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十一条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十二条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十三条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十四条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十五条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十六条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十七条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十八条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第十九条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十一条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十二条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十三条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十四条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十五条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十六条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十七条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十八条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第二十九条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十一条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十二条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十三条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十四条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十五条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十六条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十七条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十八条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第三十九条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十一条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十二条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十三条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十四条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十五条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十六条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十七条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十八条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第四十九条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十一条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十二条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十三条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十四条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十五条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十六条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。

第五十七条 審議会の庶務は、幹事は、非常勤とする。